

諫早市下水道用グラウンドマンホール及び
下水道用小口径汚水枥に関する製造工場認定の検査事務要領

平成19年度制定
令和8年度改訂

諫 早 市 上 下 水 道 局

諫早市下水道用グラウンドマンホール及び 下水道用小口径汚水桝に関する製造工場認定の検査事務要領

(趣 旨)

第1条 本検査要領書は、下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水桝(以下「製品」という)の性能規定書(以下「規定書」という)に基づき実施する、製造工場の認定についての検査事務処理方法を定めるものとする。

(認定対象製品)

第2条 この要領に定める認定及び更新対象製品の種類は次のとおりとする。

- (1) 下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び600
- (2) 下水道用グラウンドマンホール直接蓋呼び300
- (3) 下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び600
- (4) 下水道用グラウンドマンホールデザイン付直接蓋呼び300
- (5) 下水道用グラウンドマンホール防護蓋呼び300
- (6) 下水道用小口径汚水桝呼び200
- (7) 下水道用小口径汚水桝呼び150

(検査員)

第3条 本要領に基づく検査については、本市職員をもって充てる。

(検査事務処理手続)

第4条 本要領に基づく検査の事務処理手続きは、別表第1に示すとおりとする。

(検査の実施時期等)

第5条 認定検査は原則1年に1回行うものとし、更新検査は原則として3年に1回行うものとする。ただし、本市が必要ないと認めた場合は、これを省略することができる。また、本市が認定期間中において検査の必要があると認めた場合は、適宜これを行うことがある。

2 規定書の改訂があった場合は、認定期間中であっても原則として新規認定時と同様の検査を行うものとする。ただし、改訂の内容によって本市が必要ないと認めた場合には、製品検査の一部あるいは全部を省略することができる。

(認定検査)

第6条 認定検査は、「下水道用グラウンドマンホール及び下水道用小口径汚水桝の製造工場認定申請書」(以下「認定申請書」という)に係る書類審査に合格した者に対して、工場確認及び製品検査を行うものであり、本市と申請者で協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

(1) 工場確認は「認定申請書」に記載された内容の事実確認を行う。ただし、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場確認は省略することができる。

(2) 製品検査は、規定書に基づいた製品を検査毎に、原則 3 供試体をあらかじめ準備し、検査員、または、本市が認める第 3 者検査機関（以下「検査機関」という）の指示により、対象となる供試体を決定し行う。

(3) 製品加工等の理由により、製作に時間を要する供試体については、本市と申請者と協議し、あらかじめ供試体を製作しておくことができる。

(4) 製品検査は第 2 条に掲げる製品毎の検査要領書に基づき行うものとする。ただし、原則として以下に掲げる性能試験については、初期性能及び限界性能ともに、検査機関が発行する試験結果の提出により、検査員の立会検査を省略することができる。

①耐スリップ検査

②耐がたつき検査

③耐荷重強さ検査

④防食性能検査

（更新検査）

第 7 条 更新検査は、認定検査に合格した者に対して製品検査を行うものであり、本市と申請者と協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

2 更新検査は、認定期間満了日前日までに完了するものとし、認定検査に定める製品検査を実施するものとする。ただし、規定書の変更がなく、別途検査状況を示す明らかなものが提出された場合で、本市が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

（検査の省略）

第 8 条 異なる荷重区分の製品を検査する場合等、性能によって影響する製品構造部位が同一であれば、本市と申請者と協議し、いずれかの荷重区分のみの検査、若しくは検査条件、合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。

2 本市が不必要と認めた場合には、検査項目を省略することができる。

（検査不合格の場合の措置）

第 9 条 検査員は、認定及び更新検査等において不合格となった場合、補強及び改良等により改善の見込みがあると判断できるときには、再検査を行うことができる。なお、改善後の再検査に合格した場合は、製造工場として認定することができる。

（費用負担）

第 10 条 この要領に規定する検査に供する製品及び検査費用は、申請者の負担とする。

（補 則）

第 11 条 この要領に定めのない事項について、本市が認めた場合は本市が指示する方法に変更することができる。

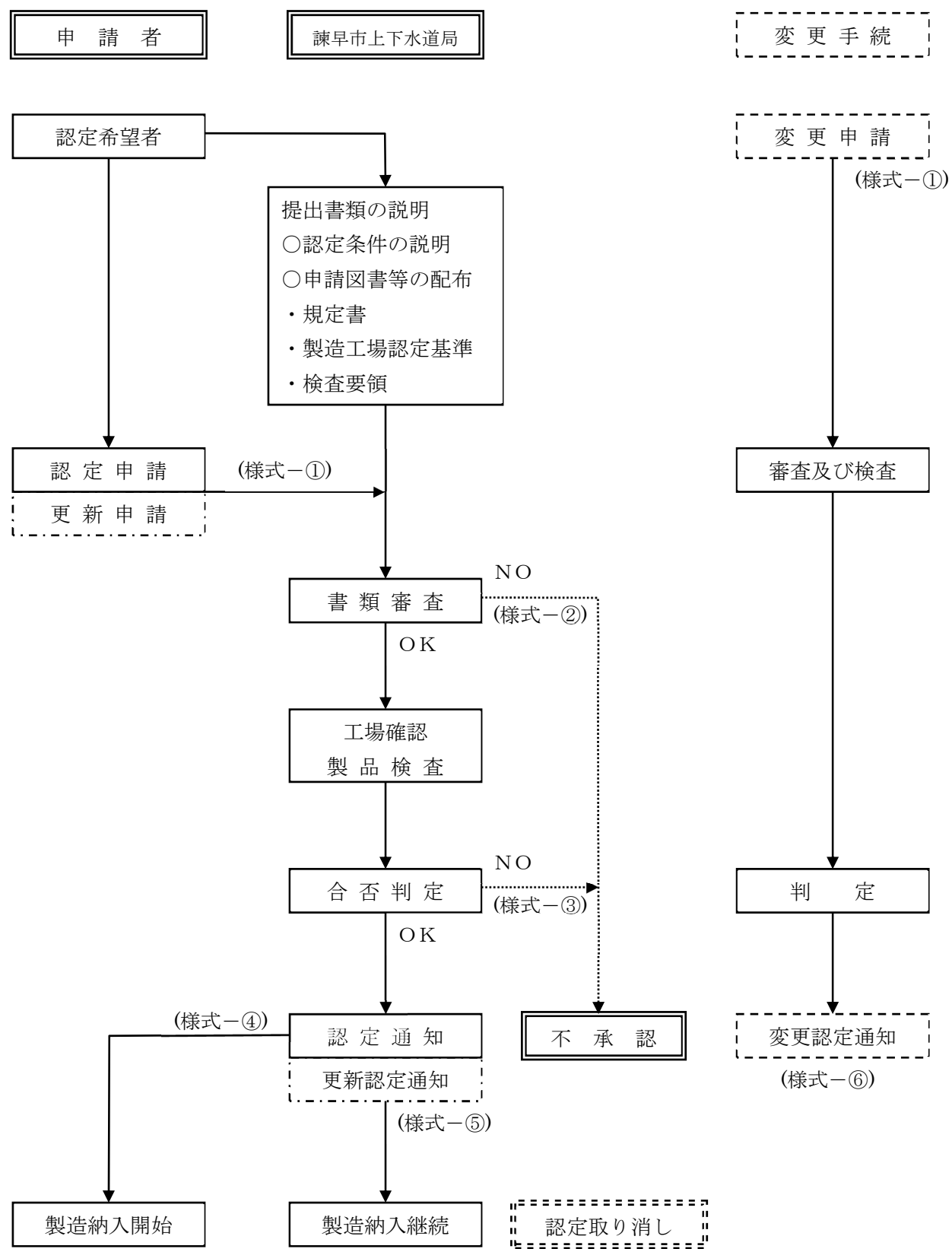
附 則

（施行期日）

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この基準の一部改訂は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1 検査事務処理手続 (第4条関係)



注) 更新手続きについては、認定申請手続きに準じる。